

【フィリピン】一部知財庁業務の再開について（続報2）

2020年6月9日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、フィリピンにおける一部知財庁業務の再開（続報2）についてのお知らせです。

フィリピン知財庁（IPOPHL）は、6月8日まで、書類・支払いの受付可能な出願人を、その頭文字のアルファベットに基づき日ごとに限定する旨を発表していたが、6月9日以降も、引き続き、この取り扱いを延長すると発表した。

窓口での受付可能な出願人のアルファベット頭文字は以下の通り。

6月9日 A - C

6月10日 D - H

6月11日 I - Z

6月12日 祝日

6月15日以降は、曜日で分けられるとのこと。

月曜日 A - C

火曜日 D - H

水曜日 I - O

木曜日 P - Z

金曜日 消毒のため閉庁

情報公開日

2020年6月8日

URL 等

<http://www.ipophil.gov.ph/advisories/>

<https://drive.google.com/file/d/1fjJ6itIPuF55WXaTsM4UkPywfXEGjVa2/view>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。ことを予めお断りします。